

目 次

第1編 総論

第1章 計画について

第1節 計画の目的・構成	総 - 1
第2節 計画の基本方針	総 - 2
第3節 計画の修正	総 - 2
第4節 計画の遵守	総 - 2

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総 - 3
----------------------------	-------

第3章 南房総市の概況

第1節 自然条件	総 - 4
第2節 社会条件	総 - 7
第3節 地域条件	総 - 9

第4章 土砂災害危険箇所

1. 急傾斜地崩壊危険区域等	総 - 13
2. 土石流危険渓流	総 - 14
3. 地すべり防止区域	総 - 14
4. 山地災害危険箇所	総 - 14
5. 砂防指定地	総 - 15
6. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	総 - 15

第5章 災害履歴

第1節 風水害等	総 - 16
第2節 地震災害	総 - 20

第6章 防災対策の推進方向

第1節 災害からみた南房総市の特性	総 - 21
第2節 防災ビジョン	総 - 24

第2編 地震・津波編

第1章 総則

第1節 地震・津波対策の基本的視点	地・津 - 1
第2節 想定地震と被害想定	地・津 - 3
第3節 津波被害	地・津 - 10
第4節 減災目標	地・津 - 11

第2章 災害予防計画

第1節	防災意識の向上	地・津	13
第2節	津波災害予防対策	地・津	20
第3節	火災等予防対策	地・津	28
第4節	孤立集落の対策	地・津	32
第5節	消防計画	地・津	33
第6節	建築物の耐震化等の推進	地・津	39
第7節	液状化災害予防対策	地・津	46
第8節	土砂災害等予防対策	地・津	50
第9節	要配慮者等の安全確保のための体制整備	地・津	54
第10節	情報連絡体制の整備	地・津	59
第11節	備蓄・物流計画	地・津	63
第12節	防災施設等整備計画	地・津	66
第13節	帰宅困難者等対策	地・津	70
第14節	防災体制の整備促進	地・津	74

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部活動	地・津	77
第2節	情報収集・伝達体制	地・津	87
第3節	地震・火災避難計画	地・津	98
第4節	津波避難計画	地・津	107
第5節	要配慮者の安全確保対策	地・津	114
第6節	孤立集落対策計画	地・津	117
第7節	消防・救助救急・医療救護活動	地・津	119
第8節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	地・津	128
第9節	救援物資供給活動	地・津	133
第10節	広域応援の要請	地・津	140
第11節	自衛隊への災害派遣要請	地・津	144
第12節	学校等の安全対策・文化財の保護	地・津	149
第13節	帰宅困難者等対策	地・津	153
第14節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	地・津	156
第15節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	地・津	164
第16節	ボランティアの協力	地・津	170
第17節	労働力充足計画	地・津	174
第18節	ライフライン施設等の応急・復旧計画	地・津	175

第4章 災害復旧計画

第1節	被災者の生活確保に関する計画	地・津	180
第2節	生活関連施設災害復旧計画	地・津	186
第3節	激甚災害の指定に関する計画	地・津	191

第4節 災害復興	地・津	192
----------	-----	-----

付 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1節 総 則	東	1
第2節 防災関係機関の業務	東	3
第3節 事前の措置	東	4
第4節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	東	10
第5節 警戒宣言発令に伴う対応措置	東	12
第6節 住民等のとるべき措置と対応	東	23

付 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 推進計画の目的	南	1
第2節 推進地及び特別強化地域	南	2
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	南	3
第4節 関係者との連携協力の確保	南	3
第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	南	4
第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	南	8
第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	南	13
第8節 防災訓練計画	南	14
第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	南	14
第10節 南海トラフ地震防災対策計画	南	15

第3編 風水害編

第1章 総 則	風	1
---------	---	---

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上	風	2
第2節 水害予防対策	風	9
第3節 土砂災害予防対策	風	13
第4節 風害予防対策	風	20
第5節 雪害予防対策	風	22
第6節 火災予防対策	風	23
第7節 消防計画	風	25
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	風	30
第9節 情報連絡体制の整備	風	34
第10節 備蓄・物流計画	風	38
第11節 防災施設等整備計画	風	40
第12節 帰宅困難者等対策	風	43
第13節 災害に強いまちづくりの推進	風	44

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部活動	風	51
第2節	情報収集・伝達体制	風	61
第3節	水防計画	風	74
第4節	避難計画	風	77
第5節	要配慮者の安全確保対策	風	87
第6節	孤立集落対策計画	風	90
第7節	医療救護活動	風	92
第8節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	風	96
第9節	救援物資供給活動	風	102
第10節	広域応援の要請	風	109
第11節	自衛隊への災害派遣要請	風	113
第12節	学校等の安全対策・文化財の保護	風	118
第13節	帰宅困難者等対策	風	122
第14節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	風	124
第15節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	風	132
第16節	ボランティアの協力	風	136
第17節	労働力充足計画	風	140
第18節	ライフライン施設等の応急・復旧計画	風	141

第4章 災害復旧計画

第1節	被災者の生活確保に関する計画	風	146
第2節	生活関連施設災害復旧計画	風	152
第3節	激甚災害の指定に関する計画	風	157

第4編 放射性物質事故編

第1章	基本方針	放	1
第2章	放射性物質事故の想定	放	2
第3章	放射性物質事故予防対策	放	3
第4章	放射性物質事故応急対策	放	7
第5章	放射性物質事故復旧対策	放	11

第5編 大規模火災等編

第1章 大規模火災対策計画

第1節	予防計画	大	1
第2節	応急対策計画	大	4

第2章 林野火災対策計画

第1節	予防計画	大	6
-----	------	---	---

第2節 応急対策計画	大	7
------------	---	---

第3章 危険物等災害対策計画

第1節 危険物（消防法）	大	9
第2節 高圧ガス	大	10
第3節 毒物・劇物	大	11

第4章 油等海上流出災害対策計画

第1節 基本方針	大	12
第2節 予防計画	大	13
第3節 応急対策計画	大	14

第6編 公共交通等事故編

第1章 海上事故災害対策計画	公	1
第2章 航空機事故災害対策計画	公	4
第3章 鉄道事故災害対策計画（東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社））	公	8
第4章 道路事故災害対策計画	公	10

資料編

1. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	資	1
2. 災害予防対策		
2-1 津波災害予防対策	資	9
2-2 土砂災害予防対策	資	11
2-3 水害予防対策	資	12
2-4 風害予防対策	資	14
2-5 浸水想定区域等の要配慮者利用施設	資	16
3. 東海地震に係る周辺地域としての対応計画		
3-1 防災関係機関が実施する東海地震対策に関する業務の大綱	資	17
3-2 住民等のとるべき措置と対応	資	21
4. 南房総市の防災動員体制		
4-1 南房総市の防災動員基準（災害対策本部設置前の第1・第2配備基準）	資	26
4-2 「第1配備」「第2配備」の役割と内容	資	26
4-3 本庁での配備別活動内容	資	27
4-4 地域センターでの配備別活動内容	資	28
4-5 配備基準	資	30

4-6	災害対策本部対応活動部・班の主な活動	資	33
5. 情報収集・伝達体制			
5-1	津波警報等	資	38
5-2	気象警報等	資	40
5-3	気象警報等実施基準	資	41
5-4	県への報告すべき災害の状況	資	43
5-5	国、県への連絡方法	資	46
5-6	水防計画	資	47
6. 関係機関の連絡先等			
6-1	行政機関、消防、警察の担当部署及び連絡先	資	48
6-2	指定地方行政機関等の担当部署及び連絡先	資	49
6-3	消防、警察の担当部署及び連絡先	資	51
6-4	自衛隊の連絡先	資	52
6-5	航空機災害における防災関係機関連絡先	資	53
6-6	鉄道災害における防災関係機関連絡先	資	53
7. 消防機関の組織と装備等			
7-1	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部（安房郡市消防本部）	資	54
7-2	南房総市消防団	資	55
8. 応急活動			
8-1	水防資機材	資	57
8-2	消防水利に指定されているプール	資	57
8-3	応急給水資機材	資	58
8-4	災害派遣部隊の受入場所	資	59
8-5	臨時ヘリポート（自衛隊選定）	資	59
8-6	ヘリコプター受入予定場所	資	59
9. 避難			
9-1	避難指示等の発令権者及び要件	資	60
9-2	避難の種類及び発令基準	資	61
9-3	警戒区域の設定権者及び要件・内容	資	64
9-4	避難所の運営	資	65
9-5	避難所施設における女性への配慮事項	資	65
9-6	ペット対策の考え方	資	66
9-7	広域避難所	資	67
9-8	避難所・避難場所（富浦地区）	資	68
9-9	避難所・避難場所（富山地区）	資	70

9-10	避難所・避難場所（三芳地区）	資	72
9-11	避難所・避難場所（白浜地区）	資	74
9-12	避難所・避難場所（千倉地区）	資	76
9-13	避難所・避難場所（丸山地区）	資	78
9-14	避難所・避難場所（和田地区）	資	80
9-15	福祉避難所	資	83
9-16	道の駅一覧	資	84
9-17	津波避難ビル一覧	資	85

10. 救 援

10-1	応援部隊の受入施設等	資	86
10-2	応援部隊の活動物資調達先等	資	87
10-3	警備体制	資	88
10-4	規制除外車両の確認等	資	90
10-5	災害救助法による給与又は貸与の限度額	資	91
10-6	自衛隊への災害派遣要請	資	92
10-7	学校等における児童・生徒の安全対策	資	94
10-8	ボランティアの協力	資	94
10-9	備蓄関係	資	95
10-10	防災用機材	資	97
10-11	仮設住宅建設候補地	資	98
10-12	医療、福祉施設	資	99
10-13	近隣の火葬場	資	102
10-14	ごみ処理施設	資	102
10-15	し尿処理施設	資	102
10-16	災害時応援・協力協定	資	103

11. 土砂災害危険箇所

11-1	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	資	106
11-2	急傾斜地崩壊危険区域	資	114
11-3	土石流危険溪流	資	115
11-4	地すべり防止区域	資	117
11-5	山腹崩壊危険地区	資	118
11-6	崩壊土砂流出危険地区	資	121
11-7	地すべり危険地区	資	122
11-8	砂防指定地	資	124

12. 市内の文化財	資	125
------------	---	-----

13. 復旧計画

13-1	被災者の生活確保に関する計画	資	—130
13-2	生活関連施設災害復旧計画	資	—133
13-3	激甚災害の指定に関する計画	資	—135

14. 放射性物質事故応急対策

表3	O I Lと防護措置について	資	—136
----	----------------	---	------

15.	災害報告様式	資	—137
-----	--------	---	------

[条 例]

	南房総市防災会議条例	資	—138
	南房総市防災会議運営規程	資	—139
	南房総市災害対策本部条例	資	—141